

食缶方式による給食実施にかかる食材調達・調理・配送等業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、現在スクールランチ方式で学校給食を実施している中学校等において、食缶方式による全員給食を行うにあたり、必要となる食材調達・調理・配送等業務を行う事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1)業務名称

食缶方式による給食実施にかかる食材調達・調理・配送等業務

(2)業務内容

「食缶方式での給食実施にかかる食材調達・調理・配送等業務委託 仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和 15 年 3 月 31 日まで

なお、給食提供開始は令和 7 年 8 月 25 日を想定しており、契約締結日から給食提供開始までの期間を準備期間とする。

(4)提供対象

現在、スクールランチ方式で学校給食を実施している中学校等のうち、別紙 1「対象校・ブロック別食数一覧」に記載の市立中学校 23 校の生徒、教職員及び臨時喫食者

3 施行予定額

5,530,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※上記金額は 23 校全てに給食を提供するための複数事業者との契約予定額の計

※委託料の支払いは給食提供開始後からとする。

※食材費は上記金額に含まず、別途実費相当額を支払う。

4 業者審査方式

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による評価とする。

5 参加資格

(1) 新潟市の令和 5・6 年度入札参加資格者名簿に登載されていること、又は申込時点で登録申請中であり令和 6 年 6 月 1 日までに登載される見込みがあること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者

であること。

- (3) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画許可を受けている場合を除く。
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に関与している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (6) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所が所在する団体等であること。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は、単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができない。

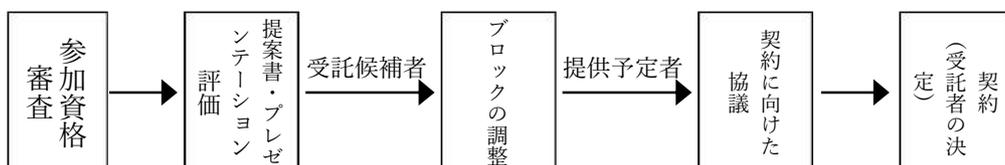
ア 構成団体は前記のすべての要件を満たしていること。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。

ウ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。また、各構成団体は、受託者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い、当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

6 スケジュール及び全体の流れ

日 程	内 容
令和 6 年 3 月 2 7 日（水）	選定委員会
令和 6 年 4 月 5 日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
令和 6 年 4 月 19 日（金） 17 時	参加申込書提出期限
令和 6 年 4 月 26 日（金）	参加資格審査結果の通知
令和 6 年 5 月 2 日（木） 17 時	質問書提出期限
令和 6 年 5 月 10 日（金）	質問への回答期限
令和 6 年 5 月 21 日（火） 17 時	提案書提出期限
令和 6 年 5 月 30 日（木） 予定	プレゼンテーション・選定委員会
令和 6 年 6 月 3 日（月） 予定	受託候補者（評価・順位）の通知
	提供するブロックに関する協議
	提供予定者の通知



7 参加申込・資格審査

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり本市に参加申込をし、参加資格を有すると認められた者の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できる。

(1)提出書類

ア 単独企業の場合

(ア) 参加申込書（単独企業用）（様式1-1）

(イ) 企業概要（様式2）

イ 共同企業体の場合

(ア) 参加申込書（共同企業体用）（様式1-2）

(イ) 企業概要（様式2） ※全ての構成団体について提出すること

(ウ) 共同企業体協定書兼委任状（様式3）

(2)提出期限

令和6年4月19日（金）17時必着

(3)提出方法

窓口への持参又は郵送

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、8時30分から17時（12時から13時を除く。）までとする。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

(4)提出先

「14 提出先・問い合わせ先」

(5)資格審査

本市は、受け付けた参加申込書等により、参加申込者が資格要件を満たしているか審査し、確認の結果について、令和6年4月26日（金）までに参加申込者に電子メールにより通知する。

通知を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって本市に説明を求めることができる。

(6)資料貸与

参加資格を有する者のうち、対象校の図面及びプラットフォームに関する資料の貸与を希望する場合には、「14 提出先・問い合わせ先」へ申し出ること。

(7)参加辞退

参加申込後に参加を辞退する場合には、「参加辞退書」（様式4）を提案書提出期限までに「14 提出先・問い合わせ先」に提出する。

8 質疑・回答

(1) 質問がある場合は、「質問書」（様式5）に質問事項を記載のうえ、令和6年5月2日（木）17時までに、原則電子メールにより「14 提出先・問い合わせ先」に送

信すること。電子メールの件名は「食缶方式による給食実施にかかる食材調達・調理・配送等業務プロポーザル質問書（会社名）」とすること。ただし、参加申込と同時に提出する場合は、窓口への持参又は郵送による提出も可能とする。

(2) 質問に対する回答は、令和6年5月10日（金）までに ホームページに掲載する。

※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな者からの質問については、本市は回答しないことができる。

9 提案書等提出

参加者は、指定期日までに本市に提案書等を提出したのち、提案書等及びプレゼンテーションにより評価を受ける。

(1) 提案書等の作成

ア 仕様書に記載の内容を実現し、よりよい学校給食を提供するための方策を提案書等により提案する。

イ 提案書等は任意の書式により作成するものとし、用紙の大きさは原則A4判、横書き、両面印刷で、枚数は30ページ以内（作業工程・作業動線図、証明書類等、経費見積書を除く）とすること。ただし、記載内容により、見やすさ等に配慮してA3判（閉じる際にはA4判の大きさに織り込むこと。）のページを含んでも構わない。

ウ 提案は1者につき1件とする。

エ 提案書等に記載された内容については、提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

オ 提案書等には以下の（ア）～（オ）の内容を記載すること。

（ア）提案書等一覧

	提出書類	内容
①会社概要等	会社概要	・設立・本社・資本金・従業員数・工場の所在地等 がわかるもの
	業務実績	・過去5年間における給食（学校給食以外も含む） の提供等に関する取組や受託実績
	女性活躍等 ※（イ）参照	以下がわかるもの ・女性活躍を推進する取組及び認証等 ・ワーク・ライフ・バランスを推進する取組及び 認証等 ・環境に配慮した経営を推進する取組及び認証 等

② 提 案 書	事業計画	事業計画 ※(ウ)参照	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期間を含めて事業全体のスケジュール ・従業員への研修計画 ・提供可能食数 ・提供を希望するブロック ・提供できない学校の位置図
	施設・設備 計画	図面等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図（位置、敷地図を含む） ・施設及び設備の配置平面図（ゾーニング、室名、設備名を明記） ・調理エリアの動線図（食品搬入経路、調理従事者の入退室経路がわかるもの）
		設備機器リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・機器名、規格、能力、数量、耐用年数 （整備予定のものはその旨を明記すること）
		配送車両の仕様等	<ul style="list-style-type: none"> ・配送車両の台数、仕様及び整備計画
	給食調理・ 配送等	企画書 ※(エ)参照	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針(抱負・学校給食に対する考え方) ・施設・設備 ・食材調達の体制（実施体制、調達の考え方、地産地消の取組等） ・給食調理の体制（実施体制、従事者予定人数、事業継続性、育成等） ・衛生管理（食中毒・異物混入、防鼠防虫対策、作業工程・作業動線図、容器洗浄、健康管理等） ・配送体制（配送ルート等） ・危機管理体制（食中毒・異物混入や事故発生時の対応等） ・アレルギー対応 ・学校での食育への協力体制 ・当該施設を共用する学校給食以外の事業の内容、施設・設備の使用割合、人員の従事割合
サンプル献立	作業工程・ 作業動線図	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプル献立の作業工程表 ・サンプル献立の作業動線図 	
③証明書類等			<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年以内に発行された食品衛生監視票 ・財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書等） ・定款、寄付行為その他事業の目的、組織、業務の執行等を示す書類

		<ul style="list-style-type: none"> ・共同提案の場合は、それぞれの構成団体が担当する業務や責任の所在が分かる覚書等の書類の写し ・過去に受託した給食に関わる事業の評価がわかる書類（検査調書等の委託先から発行されたもの）
④経費見積書 ※（オ）参照		<ul style="list-style-type: none"> ・経費見積書

（イ）女性活躍等について

- ・対象となる認証等の例：「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、新潟県のハッピーパートナー企業への登録、新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所としての表彰、新潟市環境優良事業者の認定

（ウ）事業計画について

- ・提供可能食数は、想定している施設・設備等を用いて一度に提供できる最大の食数を記載すること。
- ・提供を希望するブロックは、別紙1に記載するブロックの中から複数のブロックを組み合わせ、提供対象の食数の計が1,500食を超えるように提案すること。
- ・工場から学校までの距離や配送時間を勘案し、提供ができない学校を別紙2「学校配置図」の図を使用し図示すること。
- ・食品衛生や調理・食品の取り扱いに関する研修等の計画について記載すること。

（エ）給食調理・配送等について

- ・配置する総括責任者、業務責任者、業務責任代理者、食品衛生責任者、栄養士等について、体制、資格、他業務への従事の有無等を記載すること。
なお、業務責任者については学校給食業務の専任とすること。
- ・別紙3-1「サンプル献立（作業日誌）」、別紙3-2「サンプル献立（作業工程表）」を元にサンプル献立の作業工程表及び作業動線図を作成すること。

（オ）経費見積書について

- ・全ての経費をできるだけ詳細に記載すること。特に人件費及び光熱水費については明示すること。
- ・年間の予定提供食数（希望するブロックの食数×200日）で経費見積額総額を除いた1食あたりの経費を記載すること。
- ・学校給食以外の事業と施設・設備を共用し、又は人員が従事する場合は、その使用割合・従事割合に応じて経費を減じること。
- ・本業務は複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約となる。そのため、経費見積額は現時点（令和6年4月）の賃金水準とすること。

（2）提出部数

- ア ①会社概要等（3部）
- イ ②提案書（正本1部、副本8部）
- ウ ③証明書類等（食品衛生監視票のみ8部、それ以外は3部）
- エ ④経費見積書（3部）

※提案書等の電子ファイル一式を納めた CD 又は DVD を 1 枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office 又は Acrobat Reader にて参照可能な形式とすること。

(3)提出期限

令和6年5月21日（火）17時必着

(4)提出方法

窓口への持参又は郵送

※窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、8時30分から17時（12時から13時を除く。）までとする。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

(5)提出先

「14 提出先・問い合わせ先」

(6)提案書等に対する質問

提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに市に回答すること。

10 プレゼンテーション

(1)実施予定日

令和6年5月30日（木）

(2)実施場所

本市の指定する場所

(3)日時・場所の通知

令和6年5月17日（金）（電子メールにより通知）

(4)出席者

最大4名まで

(5)審査時間

1社あたり30分（説明20分、質疑10分）を予定

(6)その他

ア プレゼンテーション用の資料は、本市に提出した提案書とは別に作成した資料の使用を可能とする。ただし、提案書に記載の内容と異なることは認めない。（明らかな誤りの訂正又は軽微な修正の場合はこの限りではない。）

イ 提案書とは別に作成した資料を使用する場合は、5月28日（火）17時までに「14

提出先・問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ資料を送付すること。また、プレゼンテーション当日はその資料を「9 提案書提出」に記載の提出部数を用意すること。

ウ 当日の質疑に対する回答は、提案書への記載に関わらず、提案内容とみなす。

エ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してもよい。

オ 本市は議事録作成のため、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

カ プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

11 プロポーザル選定委員会

(1)提案内容の評価及び受託候補者等の選定

受託候補者等の選定は、食缶方式による給食実施にかかる食材調達・調理・配送等業務プロポーザル選定委員会設置要綱に定める選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は受託候補者決定まで非公開とする。

名称	食缶方式による給食実施にかかる食材調達・調理・配送等業務 プロポーザル選定委員会
所掌 事務	提案内容の評価 受託候補者の決定

(2)評価基準

選定委員会における提案書の評価は、別紙4「プロポーザル評価基準」に基づき行う。

(3)通知

本市は、受託候補者としての評価・順位を参加者全員へ電子メールにより通知する。

12 提供予定者の決定

(1) 受託候補者の順位及び提案内容に基づき、ブロックごとの「提供予定者」について、以下の流れで調整・決定する。

ア 特定のブロックについて提供を希望する受託候補者が1者の場合、その受託候補者を提供予定者とする。

イ 特定のブロックについて提供を希望する受託候補者が複数の場合、原則として得点が最上位の受託候補者を提供予定者とする。

ウ 特定のブロックについてどの受託候補者も希望しない場合、最も近くのブロックに受配する受託候補者と協議を行い、協議が整った者を提供予定者とする。

エ 1者が提供する最低食数はブロックの計で1,500食とし、ア～ウの結果、1,500

食未満となる受託候補者については、提供予定者としない。この場合において、当該受託候補者を提供予定者と見込んでいたブロックについて、他に提供を希望する受託候補者がいるときは次点の者を提供予定者とし、他に提供を希望する受託候補者がいないときは、最も近くのブロックへ受配する受託候補者と協議を行い、協議が整った者を提供予定者とする。

オ 市全体での事業効率等の観点から、希望の有無等にかかわらず、調整・協議を行う場合がある。

- (2) 全てのブロックについて提供予定者を決定した後、その旨を全ての受託候補者へ電子メールにより通知する。

13 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 本実施要項に定める事項に違反した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

エ 本実施要項に定める方法以外で選定委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合

オ 本案件について、共同提案以外の目的で、他の参加意向の者と価格等の提案内容に関して公正かつ自由な競争が失われるおそれのある行為・事実が認められた場合

カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

- (2) 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）はすべて参加者の負担とする。

- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意の上、参加申込をする。

- (4) 提供予定者の名前は公表できる。

- (5) 提出された提案書等は返却しない。また、市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

- (6) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。

- (7) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。

- (8) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、提案に要した費用を本市に請求することはできない。

- (9) 参加者は選定後、本実施要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 本実施要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断する。
- (11) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (12) 本手続に則り締結した契約について、契約期間中に契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除をすることがある。

14 提出先・問い合わせ先

新潟市教育委員会事務局保健給食課

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010（古町ルフル4階）

電話：025-226-3209

E-Mail：hokyu@city.niigata.lg.jp

担当：鈴木、堂前

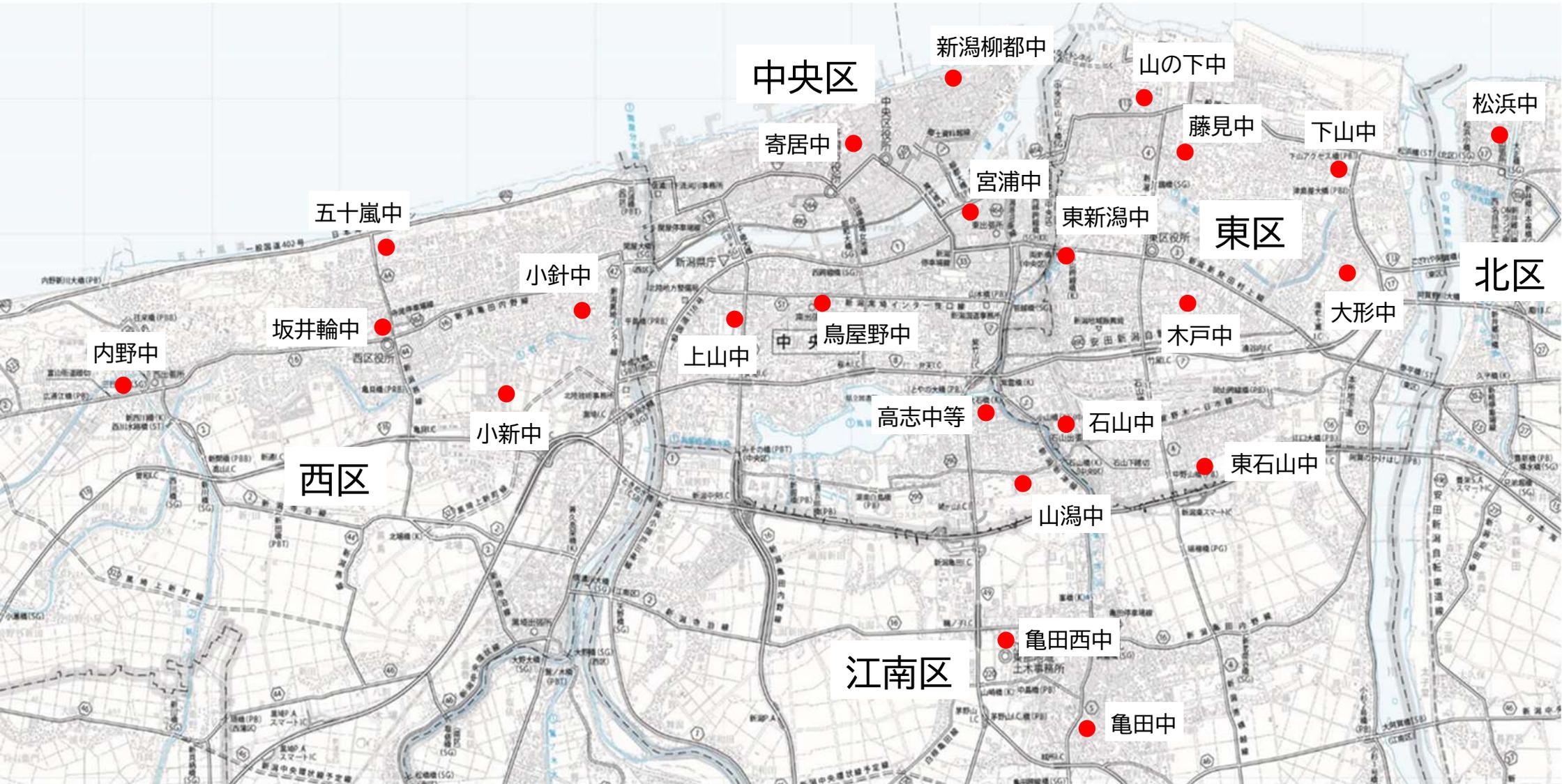
別紙1 対象校・ブロック別食数一覧

	学校名	所在地	学級数	生徒数	職員数	ブロック	食数
1	松浜中学校	北区松浜5丁目12-2	12	302	26	A	1,116
2	大形中学校	東区海老ヶ瀬122-1	14	414	29		
3	下山中学校	東区下山1丁目120	12	320	25		
4	東新潟中学校	東区山木戸1丁目2-1	19	494	39	B	1,363
5	山の下中学校	東区秋葉通2丁目3722-7	16	377	31		
6	藤見中学校	東区小金町3丁目5-1	15	389	33		
7	木戸中学校	東区上木戸5丁目1-1	19	478	40	C	1,006
8	東石山中学校	東区若葉町2丁目16-1	17	455	33		
9	石山中学校	東区東明6丁目2	15	365	33	D	816
10	山潟中学校	中央区山二ツ1-1	15	390	28		
11	鳥屋野中学校	中央区女池4丁目31-1	26	763	54	E	817
12	寄居中学校	中央区営所通2番町592-12	11	246	26	F	979
13	新潟柳都中学校	中央区栄町3丁目4213	10	201	24		
14	宮浦中学校	中央区万代5丁目6-1	17	449	33		
15	上山中学校	中央区女池上山5丁目1-13	28	814	55	G	869
16	亀田中学校	江南区城山1-3-5	22	605	44	H	1,018
17	亀田西中学校	江南区早苗3-1-8	15	340	29		
18	坂井輪中学校	西区寺尾上3丁目1-36	24	683	46	I	1,052
19	小新中学校	西区小新西3丁目18-1	11	299	24		
20	内野中学校	西区内野西1丁目10-1	27	787	51	J	838
21	小針中学校	西区小針1丁目37-1	29	792	55	K	1,465
22	五十嵐中学校	西区上新栄町5丁目3-1	19	579	39		
23	高志中等教育学校	中央区高志1丁目15-1	18	669	57	L	726

※生徒数・職員数は令和5年5月1日時点のもの。

※食数は生徒数＋職員数としている。

別紙2 学校配置図



別紙3-1 サンプル献立（献立日誌）

令和6年〇月〇日〇曜日

[献立日誌]

献立枝番(1:中学献立)

										合計	換算人	行事等
人数										2000		
献立名										ごはん 鶏ごぼう汁 コロッケ 千草あえ 牛乳		
保存食の記録 調理済	原材料	食品名	切り方	一人分量 g	発注量		業者	備考				
						単位						
	○	米		100	100.00	Kg						
	○	鶏肉 (1cm角切り)		25	50.00	Kg	肉屋	酒で下味をつける				
		酒		0.5	1.00	Kg	在庫					
		干しいたけ	1/2せん切り	0.6	1.20	Kg	△△商会					
	○	にんじん	いちょう切り	12	25.00	Kg	八百屋					
	○	ごぼう	ささがき	18	36.00	Kg	八百屋					
	○	きょうな	2cmカット	8	1.70	Kg	八百屋					
	○	つきこんにやく	下ゆで	18	36.00	Kg	こんにやく					
	○	ねぎ	小口切り	12	25.00	Kg	八百屋					
	○	木綿豆腐	さいのめ切り	24	48.00	Kg	とうふ					
		みそ		8	16.00	Kg	みそ					
		煮干粉 (100g)		3	60.00	個	〇〇商店					
		水		130	260.00	Kg						
	○	野菜コロッケ (冷凍)		60	2010.00	個	〇〇商店	1個付け				
		揚げ油		6	1.60	Kg						
		はるさめ		3.5	7.00	Kg	△△商会					
	○	にんじん	せん切り	6	1.30	Kg	八百屋					
	○	もやし		25	50.00	Kg	八百屋					
	○	こまつな	2cmカット	12	25.00	Kg	八百屋					
		ホールコーン缶		8	9.00	缶	△△商会					
		三温糖'		0.25	0.50	Kg	在庫					
		サラダ油'		0.6	1.20	Kg	在庫					
		しょうゆ		1.5	3.00	Kg	在庫					
		特濃酢		0.5	1.00	Kg	在庫					
		食塩		0.2	0.40	Kg	在庫					
	○	牛乳		206	2001.00	本	□□乳業					

別紙4 プロポーザル評価基準

	配点	内容	評価の視点
応募事業者に関する項目	10	企業等について	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を行うに適切な企業か ・健全な財務状況か。資金面での問題はないか。 ・従業員への指導や研修等の計画が策定され、実行されているか。
	15	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工場で給食に関わる受託を適切に実施した実績は十分か。(1回1,501食以上の調理を行っていることが望ましい。)
	10	本社・工場の立地場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社・工場を有しているか
	5	女性活躍を推進する取組及び認証	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍を推進する取組等を行っているか。
	5	ワークライフバランスを推進する取組及び認証	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスを推進する取組等を行っているか。
	5	環境に配慮した経営を推進する取組及び認証	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した経営を推進する取組等を行っているか。
業務に関する項目	30	調理施設・設備、供給能力	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な食数ができる調理施設・設備、供給能力等を有しているか。 ・適温でおいしい給食を作るための工夫があるか。 ・無理のない作業工程・作業動線を作成しているか。
	30	給食調理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な能力を有した従業員を配置する計画か。 ・出勤停止時等の代替確保など安定的な給食提供が可能な計画か。
	40	衛生管理・危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPの概念に基づいた衛生管理ができているか。(食品衛生監視票) ・異物等の事故発生時の危機管理体制は十分か。 ・アレルギー食の提供が可能か。
	40	配送体制	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な車両・人員を確保し、無理なく配送できる計画か。 ・安全運行のための取組があるか。
	20	食育	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の食育の取組に協力・後押しできる体制等を有しているか。 ・独自の食育の取組が可能か。
	25	食材調達の仕組み(安全安心)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心で安価な食材調達を行う仕組みを有しているか。
	25	食材調達の仕組み(地産地消)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地産地消を推進できる取組があるか。
1食あたりの価格	40	1食あたりの価格	(全提案のうち最低の提案価格÷提案価格)×40点
合計	300		